

(2) 地方裁判所における労働審判事件の代理人選任状況

双方に弁護士代理人が付いている場合に、終局事由に占める調停成立の割合が大きくなっている。労働審判制度の特色の1つである話し合いによる早期解決の実現に弁護士代理人も一定の役割を果たしているのではないかと考えられる。

資料2-2-1-25 労働審判事件の既済件数—代理人選任状況・終局事由別—（地方裁判所・2020年）

（単位：件）

	労働審判		調停成立		24条終了		取下げ		却下・移送等		合計	
双方に弁護士代理人あり	462	15.3%	2,240	74.0%	150	5.0%	170	5.6%	7	0.2%	3,029	100.0%
申立人のみ弁護士代理人あり	65	17.2%	125	33.1%	30	7.9%	146	38.6%	12	3.2%	378	100.0%
相手方のみ弁護士代理人あり	62	24.5%	163	64.4%	7	2.8%	18	7.1%	3	1.2%	253	100.0%
双方に弁護士代理人なし	19	20.0%	31	32.6%	4	4.2%	29	30.5%	12	12.6%	95	100.0%
合計	608	16.2%	2,559	68.1%	191	5.1%	363	9.7%	34	0.9%	3,755	100.0%

- 【注】 1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。
 2. 24条終了：事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判事件を終了させることができる（労働審判法第24条）。
 3. 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%と一致しない場合がある。

〈参考〉代理人選任状況

	双方に 弁護士代理人あり	申立人のみ 弁護士代理人あり	相手方のみ 弁護士代理人あり	双方に 弁護士代理人なし	合計
件数	3,029	378	253	95	3,755
割合	80.7%	10.1%	6.7%	2.5%	100.0%

【注】数値は、最高裁から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。